

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和元年度第3回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和2年1月21日（火） 午後1時30分から午後2時40分まで
開 催 場 所	402学習室（市役所4階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 清水 彩子、比留間 英世、前田 善信、柳下 一美 保険医代表 亀井 隆雄、三條 治、永島 剛 公益代表 遠藤 政雄、岡本 皓夫、宮崎 文永、渡邊 一雄 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：保険医代表 吉野 保江 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課係長（国民健康保険係）、保険年金課主事（国民健康保険係）
報 告 事 項	第2回会議録について
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「令和2年度国民健康保険税率等について」 (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第2回会議録 ・ 資料2 確定係数に基づく国保事業費納付金等について ・ 資料3 国保税率改定試算表 ・ 資料4 モデルケース別影響額
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)： 事務局が示した確定係数に基づく税率の改定パターンに決定した。また、次回の会議において、答申案の審議を行うため、事務局が送付する答申案を事前に確認する。 議題(2)： なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	開会 (会長) 定刻となったので、令和元年度第3回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を始める。ただいまの出席委員は12名で定足数に達しているため、本日の会議は有効に成立する。次に、傍聴の許可について、事務局から報告をお願いします。 (保険年金課長) 本日の会議について、13名の方から傍聴の申請があり、会長においてこれを許可したので、報告する。 (会長) 次に、会議録署名委員の指名について、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として比留間委員、保険医代表として三條委員、公益代表として岡本委員を指名する。 報告事項 第2回会議録について 【事務局説明要綱】 (保険年金課長) まず、あらかじめ配布していた資料のうち、資料2において修正があり、修正後の資料を配布したため、確認いただきたい。 また、事前に出席者に確認したところ、第2回会議録において一部修正があったため、当該修正を行った上で、会議録署名委員に署名をしていただいた。 (会長) 説明について質疑等はあるか。 【質疑・意見等】

(委員)
質疑等なし。
(会長)
質疑等なしと認める。

議題(1) 諮問事項の検討について
「令和2年度国民健康保険税率等について」

【事務局説明要綱】

(保険年金課長)

資料2から資料4に沿い、令和2年度確定係数に基づく国保事業費納付金等の算定結果や、確定係数反映後のパターン別税率改定案及び試算表及びモデルケース別影響額について説明を行った。

【質疑・意見等】

(会長)

説明について質疑等はあるか。

(委員)

確定係数で示された数字が、仮係数で示された数字から低下した理由を、端的に伺いたい。

(保険年金課長)

納付金の算定を行うのは都であり、市に提示された仮係数は都全体の傾向のみに鑑みたものであった。確定係数算定にあたっては、保険給付費推計に用いる月報数値の実績を2か月分伸ばし、直近までの数値を用いて精査し、さらに、令和2年4月から実施予定である診療報酬改定率の0.1%を反映した。なお、先ほど資料2において、今年度の退職被保険者についての納付金が0円になっていることを申し上げたが、仮係数算定の際には、この納付金が算定されていた。また、注意書きにもあるが、平成30年度の退職被保険者納付金に余剰金が発生しているため、この分についても、歳入として見込めることになった。これらの要因を調整したことにより、数字を低下させることができたものである。

(委員)

令和2年度においては、退職被保険者がいなくなるとのことであった。今後において、退職被保険者の状況はどのように推移するのか。

(保険年金課長)

退職被保険者は、被用者保険の加入者が退職したことによって、国保に移行した被保険者である。しかし、この退職者医療制度は、平成20年3月末をもって廃止されており、その後は経過措置を行っている。なお、平成27年度以降は、新規適用を行っておらず、現在の退職被保険者が65歳に到達して前期高齢者となると、一般被保険者に移行するため、退職被保険者は減少していく一方である。現在制度適用中の退職被保険者については、令和2年3月までに全ての該当者が65歳に到達するため、0人となる。しかし、経理的な観点から申し上げると、令和2年度以降において、一般被保険者として処理していた方について、本来は退職被保険者であることが判明した方については、遡及して適用させなければならないため、過年度分の保険給付金の支払いを要する場合がある。そこで、過年度分の納付金が請求されることも想定される。今回については、納付金は0円ということあるが、今後においては、納付金が生じる可能性もある。なお、退職被保険者の遡及適用の時効は最大5年であるため、令和7年度までは納付金の請求が発生する可能性がある。

(委員)

遡及して適用があった場合は別として、今後は退職被保険者についての納付金は発生しないということよろしいか。

(保険年金課長)

そのとおりである。

(委員)

前回の会議では、国保税の4年連続値上げについて、決算ベースで伺ったが、値上げが5年連続となる場合、税額及び増加率について伺いたい。

また、仮に保険者努力支援制度どおりに削減すべき繰入金を削減し、0円になった場合の1人当たりの税額及び増加率について伺いたい。

(保険年金課長)

まず、1点目についてお答えする。平成27年度の平均保険税額は、72,440円であった。今回賦課限度額の改正を見込んだ場合の改定後の1人当たりの保険税額は、88,524円であるため、比較すると、16,084円増加しており、増減率としては、22.2%増加している。

次に、2点目については、資料2の2頁における「改定案(B)」にて、「1人当たり赤字繰入金」を30,303円と記載している。これは、赤字繰入金があった場合の数字であり、赤字繰入金が0円となると、この分が増加して118,827円となり、増加率については64%程度となる。これを数年で解消することは、非常に大きな負担であるため、本市においては、国保財政健全化計画書にて12年かけて削減するとしているため、御理解いただきたい。

また、前回の会議にて、パターン3を基本に税率改定を行うことを決定しているため、先ほど行った調整方法の説明について質疑等いただけるとありがたい。

(委員)

調整方法そのものに対する議論が中心になることは承知しているが、この計画を答申するのは運営協議会であるため、実行した場合にどうなるのかを把握しておく必要があると考えている。

また、今まで4年間値上げをしていることに付随して、現年分の収納率を5年分伺いたい。

(収納課長)

それでは、平成26年度から平成30年度の現年課税分の収納率を申し上げる。平成26年度が91.4%、平成27年度が91.9%、平成28年度が91.9%、平成29年度が92.7%、平成30年度が92.4%であった。

(委員)

前年度と比較して、平成30年度は、0.3ポイント減少しているが、減少した要因について、収納課としての考えを伺いたい。

(収納課長)

収納率については、市として様々な取り組みをしているところだが、それだけでなく、例えば、社会全体の景気の状態や、国保税であれば、被保険者の構成や収入状況等、複合的な要因が集約した結果が収納率として反映されると考えているため、保険税の値上げという要因1点のみで収納率が変化するとは考えていない。

(委員)

経済状況などの複合的な要因により収納率が変遷するというので、運営協議会としても収納率を目安にするのであれば、経済状況や、収納相談の件数を把握する必要があると考えるが、皆様の考えを伺いたい。

(会長)

保険税の収納率は重要なものと考えているが、運営協議会は、保険税について市長から諮問を受け、これに沿って答申を出す場であり、市が答申をどのように挙げるかについては、議会が決定することである。このため、諮問にないことについて、運営協議会として決定することはできない。また、条例を改正するのは市であり、運営協議会での答申を受け、これに沿って議会で議論することを、運営協議会ではなく、市が上程する。このため、経済状況等を運営協議会で把握しなければならないということは承知しているが、今回諮問があったのは、来年度の保険税をどう設定するかということであるため、これについての協議を行っているところである。

(委員)

税額の値上げが適正かどうかは、生活状況の実態等で計るものと考えている。税額の値上げにより、医療機関への受診抑制等の影響の有無を把握した上で、市

の諮問に対して答申を挙げることが、運営協議会として必要なのではないか。

(委員)

過去の運営協議会において、国保の赤字繰入金に対して、社会保険に加入している方等、国保と関係ない方が負担をすることが、公平であるかという協議があった。本来は、国保会計内のみで賄わなければ不公平であるため、都としては、可能な限り自主財源で運営し、その中で、被保険者への負担を如何に抑えるかということ、今まで議論してきたものとする。経済状況等については、都が勘案した上で、確定係数に基づく納付金が示されており、運営協議会はこれに基づいて、被保険者に負担していただく割合をどのように配分するかを協議する場と考えている。

(委員)

赤字繰入金に関して、12年で削減していくとのことであるが、今回の税率改定案については、前回の会議と比べ、低所得者の方に対しての税額をより低く提示をされているが、赤字繰入金を0円にすることに向けて、計画どおりに進んでいるのかを伺いたい。

(保険年金課長)

昨年、令和元年度分の税額を決定していただくにあたって、令和元年度当初予算で52,000,000円ほど赤字繰入金を削減するように予算計上をしている。令和元年度当初予算では、赤字繰入金を547,664,000円予算計上しているが、今回の改定案では、令和2年度の赤字繰入金は495,007,000円の予算計上を見込み、おおよそ計画どおりの削減を見込んでいる。また、現行での応能・応益割合において、保険税を確実に担保するのであれば均等割を増やす必要があるが、低所得者へ配慮する必要があるため、所得割に比重を置かせていただいたので、よろしく願います。

(委員)

前回の会議にて、赤字繰入金の削減が順調に進まないとペナルティがあることを伺ったが、今回の税率改定案はこれを考慮した上での案であると認識してよろしいか。

(保険年金課長)

そのとおりである。なお、進捗状況については、把握する必要があると考えている。

(委員)

被保険者から保険を徴収することは心苦しいが、現在の子どもたちに対して、将来的に不利益が生じないように審議をするようお願いしたい。

(委員)

低所得者に配慮した値上げを行ってきたため、高額所得者の負担は非常に大きいものとなっている。高額所得者に対しては賦課限度額の設定、低所得者に対しては所得に応じた軽減措置を設けているところである。また、収納課としても収納率向上に努力していただいている状況である。その中で一般会計からの国保会計への繰入金、非常に厳しいものとなっており、他市でも同様の状況だろうと推察でき、最低限の値上げをすることはやむを得ないと考えていることを、意見として申し上げる。

(委員)

委員の皆様の意見を伺ったところで整理させていただきたい。繰入金の削減に関して、当初は市として約12億円の繰入金を半分ほど削減する計画を進めていたところ、国から削減すべき繰入金を0円にすることを示された。この政策により、更なる繰入金削減を行わなければならないことになったが、市としては、当初削減すべき繰入金を0円とする予定はなかったと思われる。今回の改定案では、削減すべき繰入金は495,007,000円となっており、当初の計画の削減幅を超えているのではないか。

(市民部長)

当初の市の計画は、平成24年頃の話である。これに向けて、毎年度約1億円ずつの削減を、2年間ほど取り組んでいたところ、平成28年度に国から方針が

出たため、平成29年度に計画を作り直した経緯がある。しかし、当初の計画は、市が独自に計画したものであり、その後示された国からの方針に伴う計画とは、まったく別の計画である。このため、赤字繰入金が6億円になれば良いということではなく、0円にしなければならないというのが、現在の市の考え方である。

(委員)

平成24年の頃には繰入金を0円にする考えはなかったということによいか。

(市民部長)

時代が変わったので、当時はそうかもしれないが、今は赤字繰入金を0円にするのが市の考え方である。

(委員)

平成24年の国保特別会計の決算特別委員会の際に、「繰入金については、必要不可欠なものではないか」という質問に対し、市は「地域医療の皆保険の一つである国保は最後の砦である」と答えている。低所得者が多いという構造的な問題がある中で、皆保険を支えるためには、繰入金はやむを得ないと答えているにも関わらず、当初の計画の削減幅を超えている。この削減を続け、保険税の値上げを続けることにより、被保険者の生活の実態がどうなっているか運営協議会の委員の皆様は実態を把握したいのではないかと。委員の皆様の御意見を伺いたい。

(会長)

我々委員は市の職員ではないため、被保険者の生活状況や、税務情報等の個人情報に関することについて、権限がないため調査することができない。

また、一般会計からの繰入金を半分ほどに削減するという方針であった時期が過去にはあったが、国保の運営が都道府県化したことに伴い、国が各市に対して、赤字繰入金を0円にするための財政健全化計画を策定するように命令した。これを受け、本市は現在において、12年かけて赤字繰入金を解消するよう計画している。最近では、国からは原則6年で解消するものとしているが、6年で解消しようとする、被保険者の負担が非常に大きくなってしまいうため、都道府県知事会や部長会等から意見や要望等がなされているはずである。国保財政健全化計画書については、平成29年度に策定し、都に提出している。これを、罰則がないからといって破ることはできない。ペナルティの話もあるため尚更である。

(委員)

ペナルティがないことを理由に計画を見直す考えはないが、経済状況等に鑑みて、今後計画を見直す必要があるものと考えている。先ほど、国からの命令と発言されたが、これは本意ではないと思われるため、発言を訂正していただきたい。

(会長)

命令ではなく、通達であると訂正させていただく。

(委員)

国会でも、一般会計からの法定外繰入は各自治体の裁量に任されている。税率改定をする上で、被保険者の実態を知るために資料を事務局に求めることは、運営協議会として行って良いものかと考えるが如何か。

(会長)

難しい問題であるが、例えば、被保険者の生活実態を調査してほしいと依頼をした場合、調査する術があれば、事務局に調査を依頼して資料を作成していただくが、現状で調査する術はあるか。

(保険年金課長)

現状においては、不可能である。

(委員)

市では、昨年子どもの貧困対策の一環として生活実態調査を実施している。この中で、医療機関への受診抑制についても調査を行っている。同様の調査を被保険者に対して行う等、生活実態調査を行うよう検討していただきたい。

(市民部長)

実施の有無については回答できないが、要望として承る。

(委員)

国保財政健全化計画書どおりに削減すべき繰入金を解消できなかった場合のペナルティについては、運営協議会として状況を把握する必要があると考える。解消できなかった場合に、どのように交付金が削減されたか、詳細な資料を作成していただきたいが如何か。

(保険年金課長)

決算を経ないと回答できないが、財政運営の責任主体である東京都からペナルティに関する数字が確認できれば、できるものと考えられる。その際にお示しできる段階であれば、皆様にお示ししたいと考えている。

(会長)

他に質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

(会長)

それでは、事務局から示された確定係数に基づく税率の改定パターンについて、再度意見等はあるか。

(委員)

意見等なし。

(会長)

意見等なしと認める。ここで、今後の本協議会の進め方について確認をする。税率の改定パターンについては、前回の会議で決定したとおりパターン3を基本に、今回事務局から示された確定係数に基づく税率の改定パターンに決定することとする。

また、今回は、本協議会としての答申案について審議することとしたいので、事務局から答申案が送付された際には、各委員の皆様、事前の確認をお願いする。これに異議はあるか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。それでは、次回の会議では答申案について審議することとする。

議題(2) その他

(会長)

「議題(2) その他」について、事務局から何かあるか。

(保険年金課長)

特になし。

(会長)

委員の皆様から質疑等はあるか。

【質疑・意見等】

(委員)

質疑等なし。

(会長)

質疑なしと認める。

その他

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

次に、次回の会議は、1月28日(火)の午後1時30分からとし、場所は、5階委員室とさせていただきますので、よろしく願います。

また、今回は本協議会としての答申案について御審議いただき、事務局から送付する答申案を、事前に確認いただくようお願いいたします。

	(会長) それでは、次回開催については、事務局から説明があったとおりである。 これにて、令和元年度第3回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： 13 人
-----------------	---	-----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------

別紙 (第4号様式 第10条関係) のとおり会議の顛末を署名する。

会 長 _____

被保険者代表委員 _____

保険医等代表委員 _____

公益代表委員 _____